

○箱根町下水道運営協議会条例

平成13年9月20日

条例第15号

改正 平成14年3月14日条例第3号

平成19年3月12日条例第3号

(目的)

第1条 この条例は、下水道事業の円滑な運営を図るため箱根町下水道運営協議会の設置、組織及び運営に関し必要なことを定めることを目的とする。

(設置)

第2条 町長の諮問に応じて下水道計画及びその実施に関し、必要な調査及び研究を行うため、箱根町下水道運営協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(組織)

第3条 協議会は、委員7名をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が任命する。

- (1) 知識経験を有する者
- (2) 町内の公共的団体の役員

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任することができる。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、委員のうちから会長が任命する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、会長が招集する。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、環境整備部上下水道温泉課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

この条例は、平成13年10月1日から施行する。

附 則(平成14年3月14日条例第3号)

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月12日条例第3号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。